

と、そうじゃなくて、もうこれでどうにかやれるのだと思う。これは違ひますよ。この災害資金はもろんであるけれども、やはり少くとも政府資金一般について同一の措置がとられなければならぬし、同時にたゞ五年に限って利子補給をするというようにもはなはだなまぬるい話です。少くともやはり十年間の利子を補給しなければいけないし、そうしてさっき言ったように、根本的にその政策が間違つておつたのだから、やはり一般の政府資金についても同様の取扱いをしなねばならないというのが私どもの考えなんです。この点もう一度はつきりしていただきたいと思います。

○安田(善)政府委員 昨日の答弁と食ひ違ひ気持は持つておりません。もし誤解が生じましたら、申し上げ方が悪かつたのでありまして、その第一点は管農類型の点であります。今後の開拓政策に關しまして、新規入植については初めから地区計画を立て、管農類型を立てる際には、過去の実績を勘案しまして、管農類型を改訂する方が適當であらうと考えております。これは昨年来特に研究いたしておるようでございしますが、まだ十分に成案を得ません。もし成案を得て実行に移しますと、これは開拓入植に關する、あるいは建設工事に關します予算単価の変更も来たさなければいかぬというわけでございします。しかし研究途上にございしますも既入植農家の管農を安定させる目標を別途立てる際——と申しますのは、現在の管農類型、すなわち入植させるときに一応その管農が完成したときはどんな姿であるか、土地の状況、家畜の状況、生産手段の状況、粗収入等の

目標の状況というものでございします。それまで到達してない方であつて、従来の耕地面積、生産条件、生産手段というふうなものを持ちながら入植をすてにしておられる方でございしますから、まず第一には当初予定の通りの管農類型まで早く到達してもらつて、それが耕地もすてに配分済みでございしますから目標になると思ひます。しかしそれだけではまだ十分でございしませんから、現在の管農類型、すなわち既入植者が入植をしていただいたときの一応の目標である管農類型でありまして、たとえば西日本等では乳牛を入れませんものでも入れるように今回措置をいたしましたり、建設工事の不足は補つことにいたしましたり、寒冷地につきましては寒冷地の特別対策を講じましたり、中小の家畜は増加するように、石田先生の根本的な将来への管農類型の改訂ではありませんが、本法に基いて現在の管農類型を基礎にしながら若干でも改善をはかる目標をとりたい、こういうふうに思つております。

それから負債の条件緩和でございしますが、特別会計による開拓資金についても必要なものは条件緩和をしたいと思つておるわけでございします。それからその特別会計から供給します資金は開拓者資金融通法によるわけですが、その資金は、入植するとき開拓農協がまず負債者になつて組合員である開拓入植者のために借りて貸しておるわけでありまして、連帯になつておるといふわけであります。それは国の債権管理法に基きまして、離農者等があつた場合は、現在定着しておられる方の連帯債務があるわけでございしますから、その法律に基きまして十年の償還延期をしたり、最後には免除する措置をとりたい。それから新たに天災法による融資につきましては償還期限が三年、五年、金利は三分五厘、五分五厘、こういう条件でございしますから、金利はそのまゝにしながら、要するに償還元本を半分にする目標にしまして十年以内、そういうふうな新規に借りかえをしたい、その間の利子補給を五年としたい、こういうことでございします。

○石田(有)委員 だからきのう申し上げたように、昭和二十三、四年当時の当初計画まで達成できておらない部分が相当ある、それです。目標に到達させる努力が必要だ、こういうことなんです。これはもちろんの話なんですけれども、すでに到達目標に達しないうちに、もう参りかかつて、それに活を入れなければ、呼び水をしなければ、当初の計画目標すら達成できない。そこで過重な負債の償還にも苦しみながらおるといふ状態なので、今局長が答弁されたようなこゝな手段では立ち上れないじゃないか、こういうことなんです。だからこれはこゝしうと云ふことは困難であつても、十分検討を加えておいて、従来のような管農類型では困難なんです、将来安定した経営がでないといふことは、もう何人もわかり切つたことなんです。それをこゝしうと云ふこと、これはもう局長の意圖だと思ふ。何といつても急務です。思ひ切つてこれはやらなければだめです。それはその程度にして、来年は一つつかりしたものをぜひ打ち出してもらいたい。

そこで今度の振興法案でございします。振興組合といふものを作らせて、いろいろな計画を立てさせるというところであります。その振興組合を認定するところの基準をどういふふうに考へておるか。一定の基準のもとにその組合の認定をなさると思ふのですが、これが今の局長の答弁のような考え方に基づいての認定であるといふと、事実上振興はできない。これはやはりほんとうに開拓地区の農家が将来安心して経営ができるような基準を明らかにしなければならぬわけなんです。ところが頭の中で資金ワウのことが問題になつたりあるいは類型の問題が先入観になつておつたりしたのでは、やはりそういう一つの制約を加えるような結果になるのじゃないか。そうでなしに、ほんとうにその地区の開拓農家が振興できるという計画を立てる。そうすると今申し上げたように、政府の方から見ると、それは資金需要に応じられない、家畜の導入も困難だ、開拓にしろてもなかなか条件のいい土地はないのだから、面積をふやしてみたらと云ふ直ちにそれと条件がよくならないと云ふ考えられないでしよう。これを認定される基準をどのように考へておるか。

○安田(善)政府委員 その前の御質問と御意見につきましては今後よく努力をしたいと思ひますが、あわせまして既入植者の管農が目標まで達しないところを早く達成せしめようといふのが今回の法案であり、その措置でございします。負債を整理する条件を緩和する消極面のはか、管農振興をする積極面の方も重要である、両方重要だと思つております。その点をも多少御評価を願ひたいと思つております。

○石田(有)委員 それでは今度各組合ごとに管農振興計画を立てて、知事の承認を要する、これを審査し、それが適切なものであればこれを公認する、国はこれが達成に必要な措置を講じなければならぬと思ふのであります。知事の承認を得て出された振興計画を公認する場合に、今申されたようなこととで一応措置をされるということであるけれども、知事が承認をした場合に国はただそれを認める、こういうことですね。それでは目標に具体性がな

す。というのは、一方農耕地がだんだん宅地に押されてしまひまして、上田または収量の上るところの農地が、宅地にだんだん編入されていく。こういうときにその代替地を求めるということになると、条件の悪いところに求めていかなければならない。そこに開拓者の最も苦難な状態があるあるわけです。しからばこういう収量の上る土地を宅地に編入する場合に国が得る利益

ろからくる土地の値上り分は、減った分を困難な開拓で補っていくのでありますから、その資金の融通あるいは財政上の措置をこの面から求めていることは決して困難なことではないと思う。一体なぜそんな条件の悪いところを開拓していかなければならないかというところになると、その原因は農耕地がだんだん宅地に押されていっておるというところにある。そこから問題が発生してくるわけでありますから、その面からいって、国として当然な財政上の裏づけをすべきではないかと思うのだが、一体こういう点について大蔵当局と話し合いをしたことがあるのかないのか。ただ開拓者を条件が悪い

氣の毒だうというだけでは、これはなかなか説得できないと思うのだが、一体農耕地がだんだん宅地に押されていくという問題について強く大蔵省と折衝したことがあるのか、この点を伺いたい。

○安田善三 政府委員 川俣先生の御意見につきましては、実は昨日も申し上げたことでありますが、考えたことがあるかどうかにつきましては、考えてみました。大蔵省と折衝したことがあるかどうかにつきましては、折衝した

こともございます。今回はその他いろいろの事情を総合勘案いたしました。その措置をとらなれたことになりました。

○川俣委員 折衝したことがあると言いますが、大蔵省の見解はどうだったか、この点明らかにしてもらいたい。

○安田(善)政府委員 私どもの案は、農地が他の用途に転用される場合の差益金に当るものをどう概念するかはいろいろ研究はいたしました。とにかく国に納付してもらおう、こういう考えの案でございます。それは新憲法のもとでは税を徴収する方法しかないかもしれない、おそくないであろうというので、それを川俣先生の御意見のように土地改良、特に開拓の方に使いたいという方策でございました。目的税は必ずしも悪くはないわけでございます。まして、ガソリン税等でございます。どういふ種類の税であろうかということなどの研究がまだ必ずしも十分でないのと、これはわれわれが勝手に判断することではございませんが、たまたま旧地主団体等が農地補償といいますが、旧地主の補償財源などにそういうものを目当てにする運動あるいは意見が提起されたやきでございます。まず旧地主の補償問題の方に明確な態度を示すべきであって、ごたごたにすべきではない、かたがたの徴収方法とか税の性質等にまだ研究足らずの点もございましたので、今回やらないことになったのであります。

○川俣委員 そこで問題が二点派生してくるのです。一つは、農地の改廃に伴う造成の費用をここに見出すというのが今のあなたの御意見です。ところがもう一つは、国がすでに税金として回収しておる、というのは、土地の値上

りによるところの価格に対してこれに課税しておりますから、農地から宅地になることによって税収入がふえておるわけですから、すでにそこから税収入の対象になる物件が存在する。しかもそれは農地が改廃したところから出る。この税収入であります。そこで農地の改廃に伴って造成をしていかなければならないのであるから、少くともその予算は目的税的でなくとも、国の総体の予算の自然増収などとは、これらのものが有力な原因になっておるのであります。それから、これらを財源として土地の造成に向けるということも折衝をされたかどうか聞いておるのです。あなたは前段の部分だけで折衝しておられる、後段の部分ではやっておられないように思う。この点についてお答え願いたい。

○安田(善)政府委員 目的税でありません場合は、どういふところから税収等が出たかは一応概念として出て参りますが、またそういう国の収入がふえてくる分については、事業地関係から収入のふえた分は農地造成とか土地改良に使っていただきたいという考えについては私も別に反対はいたしません。入けれども、一般税収入というものが入りました場合に歳出をいかにするかというところは、具体的なこまかいことになりまして大蔵事務当局と私どもとは違ふかと思ひます。これは一般歳入、一般歳出として直接に額を関連せしめないで、必要な開拓予算、土地造成の予算を要求するというところで処理するのがいいと思つておるのです。特にその面に計数をあげて、因果関係をつけて交渉はいたしません。しかしともとも土地改良は開墾、干拓だけは

つぶれ地の状況がこうであれば必要であるし、財政規模がここのようにある場合は、このぐらゐの予算を要求すべきであるとして要求はして、その結果が農地局の予算になっておるわけでありませう。

○川俣委員 関連ですからもう一点でやめますが、あなたが石田委員の質問に対して、大蔵省との予算折衝においてなかなか困難を来たしておる、こういう説明で、思う存分というまででないにしても、不十分だと考えるような予算措置もできないというから問題を起したのです。従つて十分なる理由を付して当然予算上の措置が講ぜられる根拠をやはり明らかにする必要がある、そういうことなんです。自然増収のものをどこどこへ使わなければならぬということではないんだけれども、有力なる根拠をここに見出して、もつと熱意を持って予算折衝をすべきではないか。農業は直接の関係からは自然増収の姿は少いけれども、間接的にしても農地の改廃等から起ってくる国の収入というものは大蔵省はあまり見ていないのです。従つてこういうところ根拠を持って強く主張しなければ、今後農林予算全体がだんだんつぶれ地と同じような結果になるのではないかと、いふことを憂へるがゆゑに、なかなか折衝困難でありますという簡単な答弁では石田君は満足しておられない。そこで尋ねたのですから、今後あなたがその地位にあれば今われわれが主張したところを強く主張される用意があるかどうか、これだけ伺つて質問を終ります。

○安田(善)政府委員 川俣先生の御意見は理論的には私もかねてそういう主張もいたしておりますが、なお一そう拝聴いたしました参考になさせていただきますかと思ひます。

石田委員に對しましてなかなか困難であるというのを財政関係の点について申し上げましたのは、すでに終戦後長年営業類型を予算上にも反映せしめて助成融資等をいたしまして、もう当初の目標であれば、入植をしていただいた方の営業振興で営業類型まで到達しておるはずであるという建前のもとに、到達してないという現実をどう解決しようか、こういうことの融資措置でございますので、なかなかむずかしい点がございました、なお一そう努力をいたします、こういうことを申し上げたのであります。

○笹山委員長代理 それでは林野庁長官がお見えになりましたので、法案に對する質疑は暫時中止いたしました。林野に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますのでこれを許します。石山委員。

○石山委員 林野庁長官にお尋ねする件は、最近官公労の賃上げについて公社五現業がそれぞれ争議行為に入っております。一般の農事関係はじみないやうなもので、特に森林、山林というやうなものは一年や二年、三年や四年で問題が解決つかない業種であります。しかし日本の全般的産業とあるいは工業の面から見ますと、森林、林業の占める経済的なウェイトと申しますか、そういう点は最近非常に重大さを加えてきておるというふうに私は思つており、まずそういうときにそれに従事する職員の方々がいろいろな点で不平不満を感じて話し合いの外で実力

行使をするというやうな段階は、これはあまり好ましい現象ではないと思つております。今好ましいとか好ましくないとか言つても、實際は問題は進展しておるのであります。今進展しておる現状はどういうやうな状態であるか、それをまずお伺いしたいと思ひます。

○石谷政府委員 全林野の労働組合の現在の紛争状況についての御質問かと思つてございませうが、過般のベース・アップ並びに満十八才以上最低賃金八千五百円という要求をめぐりましての双方の話し合いの結果は、一応妥結するに至らないという状況が明らかになりましたので、その交渉の決裂いたしました事実を先月二十八日に双方で確認し合ひまして、その後組合側から三月四日に調停の申請を行なつておるわけでございます。この調停の申請に對しましての調停案の提示は三月十五日の夕刻でございまして、私ももといたしましては、すみやかに事態を收拾いたす必要があるというふうに考えまして、この調停案についていろいろ検討いたしましたのでございませうが、あれだけの指示ではなかなかこれを承服するわけにいかないということから、これを拒絶することに方針を決定いたしました。翌三月十六日の夕方には労働委員会に仲裁申請をした、こういうやうな事実が進行いたしておるわけでございます。

この問題をめぐりまして組合との間に現在までの間のような状況が展開されて参つておるかということでございますけれども、現在まで格別に関係が取り上げて考えなければならぬやうな紛争状況というものには実は立ち入つておらぬのでございませう。昭和二十八年一月一日以降公企労法の適用を

受けまして、その後しばしばの機会におきまして、現地におきましては官林署等を中心としたします拠点同交といったような方式で若干地方秩序の乱れる憂いのあるような事態も実はあったのでございまして、このベース・アップの問題につきましては、そのような紛争状態のあることを全然私どもとしては聞いて承知をいたしておりません。若干すわり込みといったようなことに相なるうかといったような事態もあつたのでございまして、これも、これらのことにつきましては、双方話し合いの上で解決をしておるといふような状況でございまして、格別紛争らしい紛争という状態は今日までのところないような次第でございまして。

○石山委員　こまかい点で林野庁長官が答えにくい点はほかの方でけっこうだと思ひますが、皆さんの方で労使関係でお話し合いをしたけれども妥結に至らなかった――妥結に至った事項も重大な問題においてはあるだろうと思ひますが、たとえば十八才の最低賃金のお話も出たのでございまして、それらについて妥結に至らなかったけれども賛成する向き、たとえば最低賃金制というものはやはりやっておかなければ労使間にはうまくいかぬというふうな前提のもとにお話し合いを進めた、しかし今の場合においてはというふうに、現実の問題を処理する場合においてはそれは拒否の形になる、こういう場合もあり得るわけなのです。そういう中間の状態をもう少し説明願ひたいものだと思ひます。

○石谷政府委員　ごく原則的な問題といたしましては、御承知のように全林野労働組合につきましては、新給与体系、新賃金体系の実施という問題を含めて、一方は昨年の暮れ、一方は昨年の春以来年余にわたつて持続的に団体交渉をずっと持つてきておるわけでありまして、この団体交渉を通じまして一日もすみやかに林野事業にふさわしい給与体系の確立をはかつて参ろうというところで、双方努力しておる過程においての問題でございまして、私どももいたしましては、この給与体系の確立の過程においてそういうような問題もあわせ含めて団体交渉によつて問題の解決をはかつて参らうというかといふこと、それからもう一つには、組合の要求自体は一九五七年の一月一日という要求に相なつておられます関係上、とうてい一月一日以降、少くとも本年度内のすでにきめられた予算の中におきましては、これらのことを了承するわけにいかない、こういうことがもとになりまして、やはり双方の話し合いがつかなくかつたというふうな御了承をいたしたいと思ひます。

○石山委員　今長官は双方の紛争がそんなに深まったものではないといふことを言つておられますが、林野庁関係の場合は、国鉄さんあるいは全通さんと違ひまして、日常の生活に直結しない問題だけに、特に今融雪期あるいは仕事にかかるといふ状態にあるし、作業にもあまり抵触しないような東北、北海道のようなところを控えておる場合が多いせいにか知らぬけれども、問題が隠されておると思ひます。むしろ私は紛争は非常に重大な段階にあると思つておるといふのは林野の場合には、普通の正規の官吏のはかに、民間でいえば臨時工といわれる方々まで

組合の中に入つております。そしてこれが一つの賃金体系を要求しているのでもございまして、私はやはり考え方自体からしますと、ほかの官公労の方あるいは国鉄、全通のように簡単に問題を処理されないところがたくさんあるのではないかと。私こういふような理由で、皆さんの方がよその現業よりもおかれておると解釈しておるのでありますが、そうでないといふならば、労使間のアベック闘争だといふふうには言われても、弁解の余地がないのではないかと思つております。というのには、特に申し上げたい点は、あまり目に触れないから、よすがでできてからこつちがのこの出かけた、よその現業と歩調を合せる、こういうふうなことになるだらうと思ひます。私はそういうことであつてはいけなかつたと思ひます。たとえばいろいろな問題が起きたにしても、とかく現業というものは、それぞれ独立採算制を持ち、企業の特長性を持つておる。特に林野庁の場合には、長官を置いて問題を律していこうという態勢をとつておる場合に、よその現業が終つてからその跡をたどつてのこの出かけて妥結するといふようなことは、労使双方から見てもおかしいじゃないか。むしろ紛争が非常に重大化しているにもかかわらず、それを隠しているのではないかと思ひますが、あなたの方ではいつ受諾するといふ気持でこの問題を見ておられますか。

○石谷政府委員　現在仲裁裁定を申請したおられます関係のものにつきまして、裁定が出ました上で、これに忠実に従つて努力をすべきものであります。先ほど御説明申し上げました給与体系、賃金体系の問題につきましては、目下本年度内にはこれをまとめるというところで日夜団交を續けておるといふ状況でございまして。それからついででございまして、ただいま御指摘をいただきました点について、私は先ほど紛争状態といふものがないといふことを申し上げたのであります。これは要するに年度末の事態をめぐりまして、直接紛争のようない状態にあることが目についておらないといふことを申し上げたわけであつて、ただいまの御質問の中にありますように、すべての問題がいろいろと隠されておるじゃないか、こういうことに關連いたしまして御答弁を申し上げてみたいのであります。なほ国鉄、電々、郵政といったような他の公社、現業に比べますと、林野事業の実態は非常に複雑だといふことははっきり言えると思ひます。御承知のように作業をいたしております現場も非常に広大な地域に散在をいたしておりますし、それに従つておきますところの職員の職種の種類もなかなか広範多岐にわたつておるといふようなわけでございまして、そこでこの作業の実態から見まして、現在私どもの方ではいわゆる定員外職員及び常勤職員といふ名称をもつて呼んでおられます月給制の職員が約三万二千六百ばかりおるわけであつて、それ以外にいわゆる年間雇用ではありますけれども常用作業員あるいは年間のある時期だけ雇用いたします定期作業員及び月給制、月給めの臨時職員、こういった日給制の職員が年度時期々々によりましてかなり変動がございまして、これらも、大体十萬程度というふうにお考え

いただきたいと思ひます。ありますが、これこれいたしますと、年間を通じて月給制、日給制の職員合せて大体十三萬ないし十四萬近いものが国有林野事業に従事をしておるといふような現状でございまして、これらの給与の体系といふものが、ただいま申し上げますように、勤務の実態からいたしまして非常に複雑な関係をとつておる、そういう状況でありまして、非常に事柄を扱つて参ります上に困難を感じる要素があるのじゃないかといふように考えるのでございまして、私どもはこういう事態に照らしまして、どのような体系のもとに賃金は払われるべきかといふことをかねてから双方の共通の問題としてやつてきておるわけであつて、今ごろになつてそういうことをやつておること自体が、問題の解決を非常に難しくしておるという御指摘を受けまして、それは文字通りそうだと思ひます。それは文字通り、おくれながらも今申し上げるような状況で問題の推進をはかりつつある、かように御了承をいただきたいと思ひます。

○石山委員　こゝへ来て、あなたと私と非常にのどかにやつておりますが、しかし下部へいきますと――私郷里が秋田なものですから、せんだつてちよつと帰つたときにのぞいてみると、これはよその県で官林局でやつていかうかしりませんけれども、今までのない係といふものをつけております。これは保安係といふものを付けました。この保安係といふものが何をやるかと申しますと、端的に申せば、新しく起きたこの問題に対しての監督官みたいな役目をなす。もつと言葉を

悪く申しますれば、この争議行為に対して監視の目を光らせて摘発するだろう。あなたは、すわり込むぐらいいいかなくて案外うまくいくだろうというふうにおっしゃっていただきますけれども、下部へいきますと、点取り主義をやろうとする仕組みにして、仲間のうちから抜擢したような形で出している。保安係というものは仲間を摘発する、こういうふうな役割を新しくこしらえている。それで下部では紛争が起きている。私は長官が言われておる仕事の多様性、こういうものは判定に非常に困難性があるということは了解できます。しかし地方へいきますと、農林関係のうちの林業の場合は、地方へいきますとほとんど管理職でございます。ですから私の地方の俗言で申しますと、だんなさんといって大へん上の方の役目でございます。だんなさんの言うことを聞かなければ山では何にもやれないのだ。ですから、私はこのだんなさんの一人々々の物の考え方によつては、管理職でございますから、一人の方の責任で五十人、六十人の人はさらに使っております。奥へ入りますと人によつては二百人、三百人の人を使っております。そういうふうな方に適合しないような給与体系を押しつけたとあれば――私は農林関係は言いたくないですけれども、汚職とか何とかの一番問題を起すところ、林野関係の場合には一石何ばの金でございますね、ちよつと千石ぐらい何かされた場合には、すぐ何十万の価格になってしまうわけですから、それから身分的なことを先ほどちよつと管理職に似ているというふうな申し上げましたが、これらが地方民に与える影響、現在非常に高価なもの

をわれわれの仲間が取り扱っておる、こういうふうなことを考えた場合、私は他の現業の面をとかく言うのではありませんけれども、十分に独立採算制、いわゆる企業の自主性、こういうようなところから見まして、私たち相当力強く部内でこの問題を解決するだけの意図がなければ、林野関係というものは私はよくならぬじゃないか、特に私言いたいことは、労使の慣行ということ盛んに新聞の方々が指摘されておるわけでございます。労使の慣行ということでありまして、私特に皆さんのような場合に申し上げたい。これは民間の場合の労使の慣行というのはいろいろ自分の力で作り上げるのでございまして、官公の場合には労使の関係は上部の指揮命令権を持っておられるわけですが、ですから労使の慣行を作るとするならば、皆さんの方ではほとんどにその慣行をうまくやるという意欲がない限りは、とてもとてもよい労使の慣行などではできません。私は思いますが、特によそを見てからやるなど、と、じっくりかまえては、上部機関でお話しなさる方は、長官の周囲の労務関係あるいは農林省との関係あるいは大蔵省との関係がいろいろあるで、少数の人間で問題は片づくと思ひます。しかし下の受けて立つところの組合の側になりますと、なかなかじっくり腰を落ちつけてそれを迎える、あなた先ほど十万とおっしゃったでしょう。十万の人はなかなかたくさん人間でございますから、私は時間がたてばたつほど、水をかけられる現象よりもむしろ燃える現象が多いという

のが今の労働組合の現象でございまして、ですから誠意があるとするならば、早期解決のめどをまず打ち出すというところの意欲がなければだめだ、そうして早期解決の一つの前例を出していただいて、その次は一つこの点は困難な問題なんだからどうやろう、時間をかけて話し合おうじゃないかというふうにお出しになれば、労働組合の諸君だつて最近はいろいろ考えておられます。この問題は一気にきめるべき問題か、それとも時間をかけなければならぬ問題か、これはいゆる中和剤として残すべき問題か、こういうふうなことは私は考えているだろうと思ひます。そういう点で私は長官にお聞きしたい点は、まず調停を組合のむか、拒否とかの一つの指示みたようなものを組合に与えるわけではないけれども、あなたの意欲のようなものを出しておけば、あるいははいやうあたり、あるいはあしたあたりやられるような問題が私は事前に防げたのではないかと、こう思っているのですが、そういうことは何もなかったわけですか。

○石谷政府委員 先ほど現地にいっても大部分は管理者ではないかというお話がありました。公務法の上で管理者という扱いをいたしております者は二千名強でございまして、残りは全部林野の組合員、こういうことになっておるのでございまして。従いましてたていま御指摘のように、現地にいて事実上の仕事をいたしております職員自体は組合員になっておるというふうな、いわば組合組織上の矛盾のようによ、現状はそういうふうになっております。それから昭和二十八年一月一日以降公務法の適用を受けて今日に至つておるわけでございしますが、双方ともに十分な準備なしにこういう態勢に入つたわけでありまして、その間におきましては話し合いの進め方あるいはまため方等につきましても、きりまてふなれたところがあつたのであります。最近におきましては決して他の方の方を見て、あとからゆつくり事柄をきめていくという考え方は私どもも毛頭持つておらないわけであります。やはり問題自体の内容が非常に特殊な事情にあるのが林野の組合であるということをお考え願ひまして、私どもの誠意を尽しておりますところも御了承願ひたいと考へるわけであります。

○石山委員 抽象論のような気もしますが、けれども、労使の慣行が非常に叫ばれて、政治的方向に組合員が運動を進めておるということを政府機関の一部である林野の諸君のために私は言いたいのでございます。というのは皆さんの方ですらういふ意欲がないとすれば、さきにも申したようにどうしても実力行使、だんだん日時がたち次第非常手段に訴へざるを得ないと思ひます。もし皆さんの方に意欲があつて早期解決をするといへば、これはほんとうに経済的解決のいゆる土俵があるわけでありまして、延ばされますとこれは必然的に一つの政治的なものと世間が見るわけですね。組合としては経済闘争の延長にすぎない。運動の変化にすぎませんが、世間はそれを争議の激化であり、少しく常識を逸した問題である。政治闘争であるというふうにあつてから追いかけて批判をするのですが、やる方から見れば経済闘争の延長にすぎない。これは私は決して慣行は作れないと思ひます。ですから、やはり長官としては調停の場合に受諾する機会があつたのではないかと。仲裁にかけてみても、それが出ることを予言するやうなことを言つてはおかしいのでございしますが、そんなに毛色の変わったものは出ないだろうということをお聞きとおっしゃつておるのです。そうするとこんなことは前から予測されたこととて、一つやつてもならなければならぬと思ひます。『社会労働』と云ふ者あり。今社会労働という言葉もありまして、私は林野の業務をいかに遂行させ、いかにコストを安くして、日本の山林資源を大いに開発するかどうかという基本のお話をしております。たまたま労務関係に少しく話が集中されたと思へば間違ひのないこととてございします。いい労使関係の慣行を築くためには、今の日本の労使関係からすれば、皆さんの方ですらういふ意欲を持てたかなければ、どうしてもこれは世間から見るとアベック闘争だと批判をされ、残念ながらある意味で政治闘争と批判され、ちよつとしたすわり込みであるなどといながらも、それが一つの懲罰の方面まで発展していくというふうになります。このところは全十万人の職員に対しても一つのアピールにもなると思ひますが、この場合あなたからこまかいことをお聞きするよりも、まず早期に解決するように一生懸命努力するというような御返答をただだけませんか。

○石谷政府委員 現に団体交渉の問題になつておまして、連日徹夜でもつてやつておる問題は、ただいま御説明

申しました新賃金体系の確立に関する問題でございます。これは組合側以上にも早期妥結の決心と熱意をもつて当っていることを申し上げたいと思っております。それから仲裁の問題については、なぜ調停案をのまなかったかということでございますが、これにつきましては、指示された額の算定基礎が明らかでない。実際問題といたしますと、ああいう示し方では私どもはなかなか了承できないという点があるのです。さらに給与特例法の規定にありますところの給与原則との関係が明確に規定されておらないということにつきまして、私どももいたしましてはなかなか了承できないのであります。さらに林野事業の特殊性をいたしまして、すでに組合側と双方の話し合ひに立って事がきめられておりますところの雇用区分の制度があり、さらに賃金管理の制度というものがあつてございまして、そういう制度の本旨から考えてみても、ああいう結論的な数字だけで私どもがそれはよろしくないといふことすといふわけにはいかないといふことがこの調停案を拒否いたしました事由であるわけでありまして、必ずや裁定案が出て参りました時に、必らずしては、誠意をもってこの実施に當つて参るのが当然の責務でございますので、そのようにしたいと決心をいたしておりますわけでありまして。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 もう一点でございます。先ほどの雇用区分と作業区分または事業区分というものと異つた意味で、お尋ねいたしましたのでありますが、雇用区分の問題が出現したもので、もう一度お尋ねしておきたいのですが、三公社五現業の中で、いわゆる定員、定員外というものの比率を見ますと、林野特別会計の定員及び定員外が、他の五現業と比べて比率が非常に定員外が多い。しかも林野行政自体から見まして、また特別会計から見まして、かなり当然正當な公務員としての資格を持たなければならぬような業務、すなわち検尺であるとかいう国の財産を決定する重要な使命を持つておるものが、いわゆる定員外常勤という形で、これは公務員法からいけば適用を受けることになりましようが、ほんとうの身分の安定したものでないわけでありまして。あるいは定期作業員等においても検尺をさせるというやうなことが起つておるというので、この現在の定員が、一身分の安定と申しますか、国の財産を管理する上から、また一般の広い民有林等の指導の面からいたしまして、関連して参ります民有林の指導の面からいたしまして、身分を明確に定員内にしておくのが必要ではないか。こういう点を解決しなければ、私は新給与体系というものは生まれてこないと思ふので、今度の定員の問題については、農林省全体がもう少し熱意が足りなかつたのではないかと、というきらいがあるわけでは

石谷政府委員 お話のように、立木の数量の確定をいたしましたり、あるいは素材の品質の確定をいたしましたり、そういったような日常業務に従事しておりますところの定員外職員が決して少なくないのでございます。これらの問題は、いわばその確定された品質、数量等によりまして価格が違つて参るので、常に責任をもつて判断をいたさなければならぬ、こういうような立場に置かれておる職員でございますので、私どもはそれらの職員の持つべき責任に對照いたしまして、当然その職務は定員内の公務員というやうなふうにしていかねばならぬわけでありまして、現状は約二万の定員内職員に對しまして、いわゆる月給制の常勤作業員が一万二千六百名おるといふ現状になつておるわけでありまして。しかも事業自体から申しますと、その種の常勤作業員すら、これは一応予算上定員化されておりますが、なかなか定員の方は困難だといふことで、従ひまして日給制の職員がそういうふうになつておるといふことで、むしろ定員外の問題を持ち上げるべきものが、そのまゝにしておきますと、日給制の職員の方の問題が下つていくというのが現状であつて、今申し上げました一万二千六百に上つても、昨年の一月に三千ふえてこの現状であるわけでありまして、こういう種類の問題につきましまして、行政管理局等でも非常に神経質に問題を取り上げられて事態の究明に乗り出しておるといふやうな状況にありますので、私どももいたしまして

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

石谷政府委員 新しい給与体系の問題を確立していく過程において、いわゆる雇用区分というものを現状のままでは認めてその上に新しい給与体系を持つべきかどうかという問題でございますが、私どもは一応給与体系と雇用区分の問題とは一まず切り離して考えてもらいたい。しかしながら現在のいわゆる雇用区分の制度そのものが必ずしも最終的に確立したものとは考えておりませんけれども、各区分間の取扱いにつきましても、必ずしも現実問題に問題がなはないといふ実態があることも御指摘の通りであります。一応雇用区分の問題と体系問題は観念的にも区分できると思ひますので、区分した上で参ります場合に、雇用区分等の妥当性について問題がはね返ってくるような問題につきましても十分これを考えて参りたいと思ひます。

川俣委員 関連して。今の説明の中に新給与体系という問題が出ましたが、林野の場合はかなり問題が多いと思ふのです。一体新給与体系を先に立てて作業区分なり事業区分をしていくのか、あるいは現状の作業区分または事業区分に従つた給与体系を作つていくのが、根本的な問題だと思ふのでその点についてお尋ねいたします。

ないと思います。これは団体交渉という面から見れば無能力者だと私は思います。一銭といえども国会、政府の承認を得なければ出すことができない。こんなばかげた団体交渉はないと私は思います。それから今度のあの十一、十二あるいは十六日の紛争状態を見ましても、新聞、ラジオ等によって政府が放送をしておる点を見ますと、なるほどものともうに内容を見ますけれども、ほんとうに内容を検討してみますと、こんなばかげたことはないと思います。といひますのは、一体調停、仲裁と政府は言っておりますけれども、調停委員会の構成メンバーあるいは仲裁委員会の構成メンバーはほとんど同一人でありまして、従って同じ人が調停、仲裁という分れた委員会で議論をいたしまして、出る答えはまず同じである、こういうふうに見なければなりません。ところが政府は調停であるからのまじないだ、仲裁裁定であるからのまじないだ、こんなことは無理屈だと私は思う。従ってほんとうに今次の紛争をば円満に解決しようという意図が政府にあれば、調停の段階で、今予算編成期にありますから、その面の技術的な面は別といたしまして、調停案を労使が受諾すれば、今次の紛争というものは円満に解決しておる。同一人の出す仲裁でなければ困るというところは、これは国民を欺瞞する政府の弁解だと私は思うんです。で私はお願いにかえるわけであります。で、幾らわれわれが国会においてこういう紛争に対して議論をしても、これは結論が出ない。従って根本的に解決をするということは、冒頭申し上げましたように、独立採算制をとっておる公共

企業体は、給与総額のワケをとって、給与に対する自主的な権限を与えてもらうこと以外に私はないと思います。きわめて困難なことだと思ひますが、一つ公社五現業は政府に対して、ばかにするな、団体交渉をやっておるわれわれにびた一文も自主的に出すことのできないようなこんな法律があるか、なぜ給与総額のワケを取らないのか。こういう線で一つ強力にこの法律改正という面に尽力をしていただきたいと思ひます。

それからいま一つは、調停といひ仲裁といひ、これは同一人でありまして、何も仲裁を待たずとも、この調停案がこうじゃなく、三公社五現業の当局者が歩調をそろえて、政府に調停案を今後といえども一つ受諾をするように強力に働きかけていただきたいと思ひます。同一人でも、仲裁委員会の裁定でなければならぬ、なるほど法律にはそういうふうなきまつておるでしょう。拘束するといふふうにきまつておるでしょうけれども、結論は同じことです。従って調停の段階でこういう問題は解決をしていく、そういうふうな一今後といえども御尽力をお願いしたいと思ひます。せつかくこの調停委員会あるいは仲裁委員会があるにもかかわらず、今日まで政府は一回も実施しておらないのです。実施しておらないから、組合の方もいきり立ってあつた状態になるので、そういう調停の段階で政府は受諾すべきであり、こういう方向に強力にやっていただいたいの思ひます。

○石谷政府委員 そのように善処したいと思ひます。

○石山委員 労使の慣行を何べんも申し上げておりますが、特に政府機関の一部である林野庁の問題の場合は、やはり信じるか信じないか、誠意があるか誠意がないかというような問題にだんだん追い詰められていくだろうと思ひます。長官のお話を聞いてみると、この紛争の問題はおそろくやわらかく取り扱っているのじゃないかという印象を受けました。しかし下部へいきましたと、なかなか部内では強硬な方法をとってそれを締めつけようとしている傾向も見えます。政府は口を開けば、石田官房長官など厳罰だ、厳罰だと騒いでおります。現在もまだ、実質的にはやらないだろうけれども、政府の意向は強硬なところがあるように思ひます。言葉は吐いておるようでございます。しかし私は先ほど申した労使の慣行をよくするための一つの習慣として、林野庁長官の先ほどからのお話を善意をもって聞いているわけですから、あなたも善意をもって解決に努力されるだろう、紛争もそういうふうな目をもつてながめて、終着駅へ着くだろう、こういうふうな考えでいるのです。が、どうでございましょうか。

○石谷政府委員 労使双方の間におのずから形成されておる慣行は極力尊重するべきであるという原則に基いて、私は組合との話し合いもいたし、問題の推進をはかって参つておるわけでございします。紛争のことでございますが、双方とも紛争の発生は好まないところでございます。お互いに事前に警告し合いながらやって参つておるという状況でございますので、私はこの事態が完全に終結するまでの間十分に双方が注意をいたしまして、解決困難な紛争状態というものに陥る事態は絶対に避けたい、かように考えておる状況であります。

○石山委員 今の長官の言葉をそのまま信じて、これで質問を打ち切りました。

○笹山委員長代理 以上で林野関係は終りました。

○笹山委員長代理 続いて二法案に対する質疑を継続いたします。

○石田(省)委員 開拓融資保証法の一部改正について二、三御質問を申し上げたいと思ひます。この制度は御承知のように、農手を借りられない農家に對する特別の融資制度であります。今回は三カ年の期限過ぎの小家畜導入のためということになっておるようですが、大家畜については別に開拓者資金融通法によって行われる。今回の三千万円の出資金の額ですが、二億五千万円に三千万円追加出資を行われるという根拠はどこにあるのか。本来ならば、この出資を決定するに當つて、開拓者の動向とかその経営状態に合致するように、いろいろな要因があつて、それを積み上げて決定すべきものだと思う。ところが、これはほかの場合でも多くはそうなることですから、政府の出資金額を決定してから、それに合せるようにそれに要する保証額あるいは加入予定戸数というものも算定してつじつまを合せる、これが普通の状態だと思ふ。今回の場合の算定の基礎をどういうふうな求めておるのか。やはり三千万円というものを前提にしてそれにつじつまを合せてはならないのか、あるいは開拓者農家の現状から算出して、中小家畜導入はその程度でい

るというふうにお考えになっておるのか。その基本的な算定の基礎を伺いたいのと思ふ。

○安田(書)政府委員 今回の出資の増加は、三十年代以降五カ年をもって綿羊を四万二千頭、豚を十九万二千四百頭、鶏を六十万羽以上でございします。それを五カ年間に導入しようということでございます。三十二年度には、そのうち大体五分の一でございしますが、若干後年度の漸増をにらみまして、綿羊は七千六百頭、豚は三万八千三百頭、鶏十一万羽、その所要資金が一億八千万円でございますので、これは中資金にたよりまして開拓農家が融資を受けて購入する予定額でございます。これを債務保証をいたしますのは、従来の例によつて、出資金をもつて債務保証は六倍するということになっておりますから、六で割りますと、三千万円ということでございます。

○石田(省)委員 今いろいろ数字を示されたのであります。その程度の中小家畜の導入で開拓農家が一体どの程度救われるか、私は非常に疑問だと思ふのです。不振開拓農家が、農外収入に依存しなければならぬという弱体な経営形態から脱却しなければならぬ、そして農業に専心して生計の維持ができるような方途を与えるような再検討が必要である。振興法に対する質疑の際にも申し上げておつたのであります。さらに短期資金についてもつと資金を豊富にして十分な営農の形態を整えなければならぬと思ふのです。が、そうするには、一体三千万円程度の融資で果して間に合うかどうか。なるほど国全体で言えば今お示しにな

たような数字でりっぱであるけれども、具体的に個々の農家にこれを割り当ててみた場合に、これはきわめて微々たるものであって、それによって営農の改善にどれだけの役が立つか。元来二億五千万円というそのこと自体が少な過ぎるし。しかるに今回三千万円しか増額をしないというようなことでは、さきも振興法についての質問で申し上げたこととありますから繰り返しませんけれども、もう少し思い切つてこのワクの拡大をはかるべきではないかと思うのですが、どうお考えになっておられますか。

○安田(善)政府委員 補助金及び政府資金の低利長期なもの、また短期でも適正な金利のものを開拓者には必要に応じて供給するのが原則でございまして、その方向に進みたいと思つております。融資の場合は、やはり生産行為を通じて償還をしていただくものでございまして、特に家畜等におきましては、飼育技術や耕種関係のからみ合せの営農形態についてだんだんなれも要りますので、いたずらに資金ばかり供給して家畜を導入してしまつても、償還との見合いができないといけませんので、逐次堅実にやつて参るのがいいと思つておるわけでござい

○石田(有)委員 これは議論しても押し問答になりますからこの程度にしておきます。それから地方保証と中央保証のバランスの問題について尋ねたいのであります。これはそのバランスがとれるようになっていなければならぬわけでありまして、しかし昭和三十年の六月以降、地方保証協会の出資金額が中央の

よりも上回つておつて、三十一年の十二月末においては、地方が三億八千六百八十一万五千円出資しておるのに、中央保証協会の出資額は三億四千五百六十二万円にすぎない。両者の出資金の差額は四千四百九十九万円に達する。その六倍すなわち二億四千九百九十九万円が死んでおる。逆にまた地方側より言えば、自分の出資金の保証能力がむだにならないために、中央の保証額の獲得のために争奪戦を演じなければならぬという実情に置かれておる。今度三十二年度では三千万円の追加出資によつて一応バランスがとれるように見えるのでありますけれども、

今お話のように、今回の増資分は中小家畜の導入計画の実施に使用されることとありますから、全く新規計画に充当されるのであつて、従来のアンバランスについてはちつとも充当されない。開拓者の短期融資にどうしても従来のアンバランスの欠陥を残すことになると思つておる。せつかくこの制度ができて、中央においてまた地方においてそれぞれ資金を出資してこの制度を守つていくとしておるのに、このアンバランスのために今申し上げましたような二億四千万円程度のもので全く死んでしまつておる。そういうことではいけないと思つておる。それについてはどういうふうにお考えになつておるか。

○安田(善)政府委員 御指摘の点は、中央二、県一、開拓者関係一という割合を目途といたしておるわけでありまして、従来もこの関係で支障なく運用がついておるわけでありまして。厳密に申しますと、きわめて固定した出資割合ということにいたしますと、都道府

県の出資が事実若干少いと思ひます。今回の中央保証協会に対する出資といひまして二億五千万円、開拓者は二億一千万円、都道府県出資金が一億七千六百万円にございまして、県の事情もありまふこと、今後努力をいたしますこと、当面協会の債務保証、損失補償には支障がないと思ひます。ただ資金の供給につきましては、従来出資割合等を基準にしまして、中央保証協会の保証額の都道府県別のワクを年間あらかじめきめておることがございまして、そういうふうにやりますと、必ず資金供給額がそれを下回ると思ひます。十分に債務保証を受けても、その最高限度のワク内に至る。場合に

よつてワク内に至らない場合が出て参りますから、それは今後新年度におきましては、中央に都道府県間の調整ワクを使いまして、全国の総ワクが十分に使えるようにして運用したいと思つております。

○石田(有)委員 それは中央で各府県別のワクを作つて、ワクぎりぎりまでやればというお話なのだが、そのワクを作る場合に、中央と地方の出資額のアンバランスの関係というものはどういふように処理されるのですか。

○安田(善)政府委員 必ずしも出資によりません、損失補償の方へどれだけ落ちたかという過去の実績とか、資金が供給されます際に、金融機関である中金及び系統金融がこの金融をしてもらふという信用度及びこれに対する態度にかかつておるわけでありまして、円滑にできると思ひます。

にワク外にまで信用度が高まつておるといふ半面において、この償還についての協会の態度、府県協会並びに中央協会のこの償還についての強硬手段と何か措置というのか、これがかなり批判がございまして、全くこの生き血をすすするやうなやり方をやつておる。ずいぶんこれは批判も聞くのです。なるほどそういうやうな強硬な措置をやつて別な何か融資がきた、それを償還に充てさせるというやうなことで償還の成績を上げることによつて信用度を獲得しておると思つておる。これがかなり開拓農家に対して痛手になつておるけれども、それはやはり次の融資等を考へて、やむを得ずやりくりをやつておるという実情にあるわけなんであつて、そういうやうな強硬手段をとらなくてもいいやうにするには、やはり資金ワクのアンバランスをなくして、そういう無理をしないやうに、この点はしなければならぬと思ひます。

それから次にさつきちつと話が出ましたが、保証の限度の問題ですね、中央保証協会の最高保証限度は、出資額の六倍と規定されておる。ところが従来の実績というものは四倍ないし五倍にしかすぎないと言われておるのです。これは地方の保証協会が開拓者の償還能力を考へて、今申し上げたやうに査定を厳重にし過ぎる。どうしても査定を厳重にするということになる。それから今申し上げたやうなアンバランスから、農林中金の取扱ひ要領に束縛されて利用が伸びない。押えておいてワクの割当をくれなから、これは伸びないのです。これではお話にならない。上から押えておいてワクをきめておいて、これで不自由なのだ、こ

れは金貸し心理の考へ方だ。銀行屋の考へ方なんです。

「笹山委員長代理退席、委員長着席」

いやしくも農地局あたりが、銀行屋のやうな考へ方ではないかという問題を取り扱われたのでは、開拓農家は生きていけないではないのです。ことに償還については償還延期あるいは代位弁済というやうなものを受ける可能性もまた考へる。そういうことを考へてさつき言つたやうにいろいろ次の資金に充当させるとかいろいろやりくりをするわけですね。それでは十分に利用できるはずがないので、これについてはどうも考へ方の根本を改めてもらひなければいけない。そうしてせつかくできてある制度を、もつと開拓農家に十分利用させるやうに農地局としては特別な配慮をしなければならぬと思ひますが、どうですか。さつきおつしやつたやうに大体ワクは十分なんだ、そういう考へで一体いいのですか。

○安田(善)政府委員 石田委員のお考へと、基本的な考へに差はございませう。三十年度の貸付の融資保証の実情の数字を申し上げますと四・六四倍でございまして、これを所期の目的の六倍まで貸しますやうに中央保証協会を督促いたしまして、合理的に推進をはかりたいと思つて、先ほど具体案は申し上げた通りでございまして。ただ金融は特に中金の資金に依存しておりますので、農林の貯金が原資であるといふことも考へなければならぬ。放漫に流れるのは抑制しながら御指摘のやうな改善をはかりたいと思ひます。

○久保田(豊)委員 関連。今の点に関連してお尋ね申し上げますが、これは

全体としても少し科学的な基礎を農林省としては考えられる必要があるのではないかと申すのです。こういう点を一つお考えになって全体のワキをふやすということとをぜひ考慮してもらいたいと思うがどうかという点と、それからここには開拓民の出資が相当あるわけですがこれがほんとうの出資になるかどうかという事です。これはおそらく補助金とか借入金金の頭をはって組合がわりやりにやったものだと思ふ。こういう出資の出せる開拓者というものは私はほとんどないといつていいところではないかと思ふ。これはやむを得ないことですが、今の段階では、さらに金を利用するためにやむを得ぬことと思ひますけれども、この点についてもう少し何らか具体策を講ずる必要があるのではないかと申す。これを金面から言つて、いろいろほかの問題もありまうけれども、開拓者が最低の生存を維持する基本ではないか、そのぎりぎりのところまでできているのではないかと申すので、ことしすぐできないまでも、来年度においては、こういう点については根本的な改善をしていただきたいと思ふのですが、この点のお考えを承りたいと思ひます。

これは拒否できないものじゃないかと申すのです。こういう点を一つお考えになって全体のワキをふやすということとをぜひ考慮してもらいたいと思うがどうかという点と、それからここには開拓民の出資が相当あるわけですがこれがほんとうの出資になるかどうかという事です。これはおそらく補助金とか借入金金の頭をはって組合がわりやりにやったものだと思ふ。こういう出資の出せる開拓者というものは私はほとんどないといつていいところではないかと思ふ。これはやむを得ないことですが、今の段階では、さらに金を利用するためにやむを得ぬことと思ひますけれども、この点についてもう少し何らか具体策を講ずる必要があるのではないかと申す。これを金面から言つて、いろいろほかの問題もありまうけれども、開拓者が最低の生存を維持する基本ではないか、そのぎりぎりのところまでできているのではないかと申すので、ことしすぐできないまでも、来年度においては、こういう点については根本的な改善をしていただきたいと思ふのですが、この点のお考えを承りたいと思ひます。

どもこれをもつて十分とは思ひませんので、来年以降も政府出資をはかりますとともに、中金も開拓者の組合も、すべて農協法によつて骨子はできておりますから、共存共栄、相互扶助の建前で、不良貸付があつてはいけませんけれども、最近までの実績によりまして、保証をする倍率は必ずしも六倍でなくともいいのではないかと私は思つております。そのことについて寄り寄り中金とは、これを解決してワキを増加するように話し合ひをしておりますが、まだ最終結論に達しておりませんので、中央保証協会の方々と開拓者の方々とともに中金とも話し合ひまして、努力してできるだけすみやかにワキの増加をはかりたい、また将来にわたつては、科学的基準によりまして融資の確保をはかりたいと思つております。

第二点の開拓者出資は本法による保証協会ができません前に基礎ができておつたようでございます。これは御指摘のように、ほんとうの意味の出資でなかつたかと思ひますが、せっかくできましてうき動いておりますものを、しつて過去を洗いせんのでこれを育成するようにして、諸先生の御指導によつて私もやっていきたいと思つております。

○石田(省)委員 もう一点伺ひたい。人事の關係ですが、中央の開拓保証協会は、農林省の農地事務局の所在地または北海道庁の所在地にそれぞれ支部を置いて業務の指導連絡等を行なっておりますが、その支部長は公務員である農地事務局の管理部長、北海道では道の農地部長がこれを兼任しております。経費の節約をはかる見地からこのようなことを行われておると思われま

すが、協会は農林大臣及び大蔵大臣の監督下にある法人であります。行政上監督の任に當る者が一方では監督される立場に置かれてゐるという事はおかしいと思ふのです。経費が必要なら、そんな経費ぐらひは正規に別に予算を組んで農林省からこれを出すべきであつて、そうでないと、この制度の正常な運営と発展に資するわけにはいかないと思ふ。これは相当重大な問題だと思ふのですが、この点はこのままにしておかれるおつもりか、これは一つ変えよう、こういうのか、変えらるればどういふふうに変えようと思つておられるのか、この点だけ伺つておきます。

○安田(善)政府委員 お話の点は貧乏世帯を開き出すときに、やむを得ないこととして出発いたしました今日に至つたのだからと思ひますが、一昨日慎重検討の上そういうことをやめさせることにきめました。その費用は——公務員法上は許可を受けなければならないという解釈もありますけれども、私は本来監督官庁と特殊法人との關係はそうあるべきものだと思う。旅費、調査費等においては中央保証協会に負担をしていただけるのでありますから、むしろ中金の支所の人とかあるいは重要点の数が所には中央保証協会の人を置いて、他を節約してやつていただければできるので、それに関連しまして去年の災害についても、開拓者に向ひましての農協資金がよく流れませんので、中金理事長と話しましてブロックごとに関係農協に中金の人の中金の負担において駐在させて指導金融的に扱つてもらふことを約束しております、すでに大半その配置ができておりますから、それによつてやつていこうと思つております。

○小枝委員長 残余の質疑は後日続行することといたしまして、本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十三分散会